

# 大学機関別認証評価に係るシンポジウム・パネルディスカッション発言要旨 公立大学の立場からー

森正夫(公立大学協会)

## 1 日本の高等教育における公立大学の位置

概況H15.5現在	大学数	教員数(本務者)	学生数	職員数(本務者)
公立大学	76 11%	10,978 7%	120,463 4%	11,858 7%
国立大学	100 14%	60,882 39%	622,403 22%	55,553 32%
私立大学	526 75%	84,298 54%	2,061,035 74%	108,453 61%
計	702	156,158	2,803,901	175,864

資料：文部科学省：平成15年度学校基本調査速報 比率(%)は概数  
注：大学院生数÷全学生数は、国立=28%、公立=10%、私立=4%

**補記 公立大学の部分に関する平成16年4月1日現在の変化 大学数が76から77へ**

**新設**：国際教養大学(秋田県立)、香川県立保健医療大学、愛媛県立医療技術大学

**統合**：姫路工業大学・神戸商科大学・兵庫県立看護大学 兵庫県立大学

### (1) 地方自治体の標準装備に近い状況となった公立大学

ここ10年で公立大学の数はほぼ倍増した。設置団体は、41都道府県、7政令指定都市を含む14市、4広域組合である。

都道府県レベルでは地方自治体の「標準装備」に近い状況となっている。

### (2) 公立大学の規模等の特徴

地域の要請に応じた多様な大学群 総合大学。複合大学。専門大学。専門職養成大学。教育機会提供大学 地域貢献を実現する戦略的大学づくり

公立大学は大学数が相対的に多く、学生数が少ない 小規模大学が多い。

## 2 公立大学と第三者評価

### (1) 公立大学に対するこれまでの外部評価

大学基準協会の維持会員として外部評価(加盟判定審査と相互評価)を受け得る資格をもつ大学23校(平成16年4月1日現在)。平成8年度に基準協会の相互評価が開始されて以来、同協会の加盟判定を受けた大学は16校、相互評価を受けた大学は10校、合計26校(平成16年4月6日同協会調べ)

大学評価・学位授与機構の第三者評価(平成14年度着手分=14・15両年度にかけて実施)を受けた大学が9校。

全学テーマ別評価:都立科技・名古屋市立・愛知県立・大阪市立。

分野別教育評価:青森公立・東京都立・愛知県立・名古屋市立・大阪府立・福岡県立・福岡女子。

分野別研究評価:東京都立・名古屋市立・大阪府立・福岡県立・福岡女子

## (2) 大学評価・学位授与機構の評価事業への公立大学協会の対応

「公立大学協会によるパブリックコメント「『大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕』に関する意見」(平成15年9月25日)

公立大学協会によるパブリックコメント「『独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う大学機関別認証評価について(報告)』に関する公立大学協会意見」(平成16年3月31日)

## 3 大学機関別認証評価実施大綱(案)及び大学評価基準(機関別認証

### 評価)(案)に対する意見 公立大学の評価を中心に

大学評価・学位授与機構(以下、機構と略称)は、平成12年度の発足以来、主に国立大学の「試行」評価を3年にわたって行ってきたが、公立大学に関しては平成14年度着手分の分野別教育評価(人文学系・経済学系・農学系・総合科学)、分野別研究評価(人文学系・経済学系・農学系・総合科学)及び全学テーマ別評価(国際的な連携及び交流活動)のみで、実質的に1回分の経験しか有していない。そのため、まず、公立大学として留意いただきたい5つの点について(1)-(5)で述べ、続いてこれまであまり指摘されなかったと思われる2つの点について(6)(7)で述べる。

#### (1) 設置者自治体の総合行政上の課題及び大学の地域社会・地域産業・地域文化への貢献を公立大学の評価基準に反映する必要がある。

公立大学を評価する際には、設置者である自治体等が総合行政上の多様な課題をもっていることに留意し、これらの課題をどのように評価基準に反映し得るかを検討する必要がある。また、公立大学に対する評価においては、大学の設置理念に応じた地域社会・地域産業・地域文化への貢献、ならびに設置者である自治体への学術的寄与に対する評価に大きな比重を置くことが望まれる。こうした観点から、「大学評価基準」選択的評価事項・基準「正規以外の教育サービスの状況」の「趣旨」における「地域貢献への要請への対応」について、機構としてさらに十分な検討を行うことを希望する。ただし、これは、時間をかけて検討すべき問題である。当面は、被評価者と評価者の双方が、上記「地域貢献への要請への対応」への言及などを具体的に活用し、そうした努力を通じてこの面での評価基準を豊かにしていくことが必要である。

## **（２）設置者自治体並びに地域住民が公立大学に対する評価について十分な理解をもつことが必要である。**

公立大学の存立基盤は、設置者である自治体並びに地域住民の理解と支援にある。したがって、公立大学に対する「評価」制度も設置者である自治体並びに地域住民によく理解されるものでなければならない。公立大学の評価に当たっては、設置者である自治体並びに地域住民が、評価の目的・仕組み等の情報、さらには評価結果の情報を十分に共有できる仕組みを考える必要がある。

認証評価制度の意義については、設置者自治体及び住民に対して、公立大学の共同組織である公立大学協会から適切な説明を行うことは可能である。しかしながら、機構の行う固有の大学評価については、設置者自治体及び地域住民に対し、機構としての十全な説明責任を果たしていただくことを要望する。

## **（３）公立大学が法人化した場合には、設置者自治体の行う総合的評価の前提として、認証評価の役割は非常に重要となる。**

地方独立行政法人法第 11 条の規定に基づき、設置者の手によって公立大学法人に対する総合的評価機関としての地方独立行政法人評価委員会が設置される。地方独立行政法人評価委員会には、大学の教育研究の特性に配慮した専門性の高い分科会等を設置することが期待され、総務省も肯定的な意向を示している。設置自治体の総合的評価における大学の特性へのこうした配慮を十全なものにするため、機構は、大学の総合的評価については、認証評価が非常に重要な役割を果たすことを設置自治体に十分に説明するなど、公立大学への適切な支援体制を敷いていただきたい。

## **（４）公立大学の場合には、機構の行う認証評価の厳密性と自己点検・評価作業の効率性との両立が特に望まれる。**

公立大学は財政規模が小さく、教職員の絶対数が少ない。したがって自己評価の重要性が強調され、それにつれて評価が厳格・緻密になればなるほど、自己点検・評価の業務に従事しなければならない教職員数が高い比率を占めるようになり、大学としての労力の負担が重くなる。公立大学については、機構の行う認証評価の厳密性と自己点検・評価作業の効率性とが両立するような新たな方式の創出が望まれる。

平成 15 年度までの機構の評価方式にあっては、自己点検評価報告書の提出後に次から次へと膨大な資料提出要求があり、負担が非常に大きかった。自己点検・評価作業について効率的対応が可能になるような工夫をお願いしたい。

## **（５）公立大学の財政的基盤の現状を踏まえる時、認証評価経費所要額の早期明示が必要である。**

公立大学の財政的基盤は、地方交付税交付金の大幅減額や自治体の財政収入の悪化から、顕著に弱体化している。したがって認証評価経費の所要額についての関心は高い。大学基準協会の場合は、非公式ではあるが、一定の線が示唆されている。機構が、他機関の状況を見てという慎重な態度を持しているが、早急に所要経費のおおよその目安を公表してい

ただきたい。所用経費に関するこうした早期公表の有無が、各公立大学にとっては、認証評価機関として機構を選択すべきかどうか、したがって機構に対して意見や質問を寄せるべきかどうかの分岐点となる。

## **(6) 評価担当者の質的量的問題について**

評価担当者がいかに真摯であり、それぞれの分野に関して深く広い能力を有しているとしても、現在のわが国には、大学機関別評価(主に教育の分野)の専門家が存在しているとはまだ言えない状況にある以上、それは個別研究分野の専門家とならざるをえない。特定分野の狭い専門家による各基準(計11基準)の評価を、単純に点数化して合算しても、自動的に全体の評価が出るものではない。

したがって、評価委員及び各分野の専門家の人選に最大限の注意を払い、また任命された評価委員及び各分野の専門家は、自己の果たす役割を自覚して、研修にとどまらず、積極的に議論を深め、大学評価の質の向上につとめるべきであろう。また、機構として前向きに大胆に外部の意見を求めることが望ましい。

人選が難しいことが予想されるが、学長・学部長など大学運営に一定の経験を持つ評価委員と各分野の専門家を意識的に加えるよう努力すべきである。大学運営の経験者は組織をまとめる難しさを熟知しているため、要素還元的な機関評価の限界もまた知っているはずである。

評価委員及び各分野の専門家にかかる問題点は、単に人選の質に関わるだけでなく、量にも関わる。平成15年度末までの段階で、機構の分野別教育あるいは研究評価、全学テーマ別評価を担当した委員は、その大半が機構所属の教員ではなく、国公立大学の専任教員であり、しかも管理職に就いて多忙な方々を多く含む。評価委員及び専門家集団がこのような構成だとすれば、特定の分野を超えた機関評価についての調査・研究・研修・討論を行うことは容易ではない。評価委員及び各専門分野の量的整備は、「大綱」の実践を保障する不可欠の条件であろう。評価担当者の人材確保を考慮に入れた評価システムの制度設計が必要である。

## **(7) 大学機関別認証評価実施大綱(案)及び大学評価基準(機関別認証評価)(案)における用語について**

「大綱」と「基準」には、可能な限り整合性があり誤解の生じにくい適切な用語を使うべきである。それが申込む大学側にとっても、機構の専任メンバーをはじめ数百人規模に達する多数の評価担当者にとっても不可欠の前提となる。公開された適切な用語・概念を用い、公正に評価を進めることにより、評価制度と、その一翼を担う機構への信頼性が増す。ここでは、何点かの疑問のうち、3例のみを指摘する。

大学機関別認証評価実施大綱(案)における事例

大綱の3頁「評価の実施方法等」-(1)-などに「・・・評価事項ごとに・・・」という用語がある。しかしながら、これに照応する大学評価基準の方では、2頁の基準1から25頁の基準11までは、「評価事項」という用語は一切出てこない。「基準」、「趣旨」、「基本的な観点」という3つの用語が出てくるだけである。27頁の「選択的評価事項」というところで、はじめて「評価事項」という用語が出てくる。大綱にある「評価事項」というの

は何なのか。大学評価基準の基準 1～基準 11 の各タイトルを指すのか。概念規定が不可欠の大綱において、厳格な用語運用が欠如している。これは評価に係る根幹の部分であるから、用語を正確に整理され、誤解が生じないように配慮願いたい。

大学評価基準（機関別認証評価）(案)の事例

- ア) 各基準には、 で触れたようにそれぞれ「趣旨」と「基本的な観点」が付されているが、「観点」とは通常の日本語では「見方」、「視点」など判断の根拠となるものを意味し、ここに書かれているような具体的な事項を指すことはない。「趣旨」を「基本的な観点」に変更し、「基本的な観点」を「具体的な点検事項（ないし点検項目）」と置き換えるほうが適切ではないか。
- イ) 11 ページ以降の項目が多すぎる上に、詳細すぎて、他の基準とはレベルの異なるものが入っている。基準 5 「教育内容及び方法」の「基本的な観点」( 学士課程 ) のうち、5 - 1 - ~ は幾つかに括ることができないか。例えば 、 及び 、 と 、 と は、1 つに括ることができるのではないか。また ( インターンシップ ) など ( ) 内の指摘は単なる例示か、それとも必須記入項目であるか。もし后者であるなら、その旨を明記するほうが誤解は少ないが、果たしてインターンシップが「学問的動向、社会からの要請に対応した」教育課程の編成にとって唯一必須の項目であるかは疑問である。